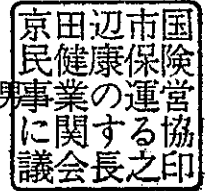


平成31年1月28日

京田辺市長 石井明三様

京田辺市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 井上恒男



平成31年度以降の京田辺市国民健康保険税について（答申）

平成31年1月28日付け京国第536号をもって、諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

（答申）

国保都道府県単位化のなかで、今後も京田辺市国民健康保険が安定的な制度運営を継続するうえでは、京都府への納付金に見合った税収の確保は必要不可欠となります。

市の見通しでは現行税率より20%の引き上げが必要であるなか、急激な保険税の上昇は被保険者に対して大きな負担となることから、府の財政支援、市一般財源からの財政支援等を継続的に受け、平成31年度から4年間かけて段階的に見直しを実施していくことは、適切だと考えます。

ただし、被保険者への大きな負担増に配慮し、今後4年以内に府への納付金に見合う税収が確保できた場合は、計画年度途中でも引き上げ税率を見直しするなど、被保険者に寄り添った柔軟な判断をしていただきたい。